

第2問

実体は法人と変わらないにもかかわらず、法人になるための
手続をとっていないため、法人とはされていない団体のことを、
民法学上「権利能力なき社団」と呼ぶ。最高裁判所の判例によれ
ば、「権利能力なき社団」の財産の帰属と構成員の持分は、どの
ような扱いとなっているか。40字程度で記述しなさい。

(下書用)

10

15

解答例

10

15

団	体	の	構	成	員	全	員	に	総	有	的	に	帰	属
し	、	構	成	員	に	は	社	団	の	財	産	に	つ	き
個	人	的	な	持	分	は	認	め	ら	れ	な	い	。	

(44 字)

解説

1 「権利能力なき社団」とは

実体は法人と変わらないにもかかわらず、法人になるための手続をとっていないため、法人とはされていない団体のことを、「権利能力なき社団」という。

なお、「実体は法人と変わらない」（社団の実体）とは、判例によれば、①団体としての組織を有し、②多数決原理によって団体の意思決定が行われ、③構成員の変更にもかかわらず、団体そのものが存続するような団体としての実体をいう（最判昭 39.10.15）。

2 「権利能力なき社団」の財産の帰属・構成員の持分について

権利能力なき社団の財産の帰属について、判例は、構成員に総有的に帰属するとしている（最判昭 32.11.14、最判昭 39.10.15、最判昭 47.6.2）。これは、権利能力なき社団が法人と同様の実体をもつことから、その財産に関する法律関係をなるべく法人の場合と同様に扱おうという考慮に基づくものとされている。

そして、財産が構成員全員に総有的に帰属することから、各構成員は、社団の財産につき、持分権をもたず、分割請求権も有しないとされている（最判昭 32.11.14）。